

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き 2026 年 4 月 (2026. 3. 24～2026. 4. 20)

法令情報

1. 資源の有効な利用の促進に関する法律第 23 条第 1 項に規定する計画及び

同法第 24 条に規定する定期報告に関する省令

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業省令第 3 号＞(2026. 3. 19 公布、2026. 4. 1 施行)

改正法第 21 条で規定される指定脱炭素化再生資源利用促進事業者(自動車、エアコン、テレビ等)のうち、年間生産量等の要件に該当する事業者が提出する脱炭素化再生資源の利用の促進のために必要な、計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画と実施状況(定期報告)の提出時期と様式が決まりました。毎年度 9 月末までに提出する必要があります。

※計画提出は 26. 10. 1 以降に開始する事業年度分、実施状況提出は 27. 10. 1 以降に開始する事業年度分からです。

当該製品の生産量等の要件に該当する事業者は対応が必要です。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595126008&Mode=1>

2. 自動車の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき

事項を定める省令 ＜経済産業省令第 7 号＞(2026. 3. 19 公布、2026. 4. 1 施行)

法令情報 1 の改正法(2025. 6. 4 公布)で定める自動車の製造事業者に対して、自動車に係る再生プラスチックの利用を促進するための目標値の設定、生産過程での CO2 排出量の削減に努めること並びに事業場ごとの責任者の選任などが規定されました。

当該製造事業者に適用されます。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595126006&Mode=1>

3. 資源の有効な利用の促進に関する基本方針

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省告示第 1 号＞
(2026. 3. 31 公布、2026. 4. 1 施行)

法令情報 1 の改正法の施行に伴い、題記方針が見直されました。主に再生資源や再生部品に係る事業者が取り組むべき事項が改められました。(自動車、家電製品、密閉型蓄電池など)

当該製品の製造・輸入・修理事業者等が対象です。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595126039&Mode=1>

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜環境省令第 8 号＞(2026. 3. 27 公布、同日施行)

1 月号の意見募集 1 が公布されました。現在流通する空気亜鉛電池は、水銀がほぼ含有しておらず水銀使用製品産業廃棄物として排出される見込みが低いため水銀使用製品の対象外になりました。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=195250066&Mode=1>

5-1. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令＜厚生労働省令第 68 号＞(2026. 3. 31 公布、2028. 4. 1 施行)

-2. 労働安全衛生法施行令第 18 条第 3 号及び第 18 条の 2 第 3 号の規定に基づき

厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件 ＜厚生労働省告示第 174 号＞(同上)

法第 57 条第 1 項において、危険・有害な化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示(リスクアセスメント対象物)をしなければ

ばなりません。今般、2024 年度までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえ、リスクアセスメント対象物が追加等されました。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250356&Mode=1>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 「気候変動の物理的リスク評価の手引き ― 気候変動適応で企業価値を高める ―

(2025年度版)」の公表について (2026. 3. 26環境省)

環境省は、気候変動適応に取り組む企業等の実務担当者等を対象とした「気候変動の物理的リスク評価の手引き―気候変動適応で企業価値を高める― (2025 年度版)」を公表しました。本手引きでは、多岐にわたる気候変動の物理的リスクから、自社の重要なリスクをスクリーニングする手法をはじめ、民間企業の開示数の多いリスクから「洪水」「水ストレス」「原材料調達」「暑熱」を対象として、活用可能なリスク分析の手法やデータ、先行事例等を紹介しています。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03042.html

2. 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (ver6.1)」の 公表について (2026. 3. 30環境省)

環境省は、昨今の関係法令等の改正を踏まえ、算定方法や報告方法等を解説する「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (ver6.1)」を公表しました。本マニュアルは、2026年度の報告 (2025年度実績報告) から適用されます。ただし、森林等炭素蓄積変化量に係る事項及び森林系「クレジット」の扱いの変更については2027年度の報告 (2026年度実績報告) からの適用となります。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03832.html

3. 産業廃棄物の排出及び処理状況等 (2023 年度実績) について (2026. 3. 27 環境省)

2023 年度の産業廃棄物の総排出量は 3.7 億 t (前年度比▲7 百万)、再生利用、減量化実施後の最終処分量は 875 万 t (同▲27 万 t) と減少しました。業種別排出量では、電気・ガス業等が 9.7 千万 t (同▲94 万)、農業・林業が 8.1 千万 t (同 92 万)、建設業が 8.0 千万 t (同▲33 万) で、3 業種で総排出量の 7 割を占めました。種類別では、汚泥 1.6 億 t (同+22 万)、動物のふん尿 8.0 千万 t (同▲83 万)、がれき類 6.1 千万 t (同▲117 万) の順で 3 種類合わせて総排出量の 8 割を占めました。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/110498_00003.html

4. 2024年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量について (2026. 4. 14環境省)

2024 年度の日本の温室効果ガス排出・吸収量は、9.9 億トン (CO₂ 換算) (前年度比▲1.9%)、2013 年度比では 28.7%の減少となりました。2013 年度以降の最低値を記録し、初めて 10 億トンの大台を下回り、減少傾向が継続しています。2023 年度からの排出量減少の主な要因としては、製造業の生産量の減少によるエネルギー消費量の減少や電源の脱炭素化 (電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が 3 割超え) の進展等が考えられます。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04043.html

5. 全国のよろず支援拠点に「生産性向上支援センター」を開設しました (2026. 4. 1 経産省)

経産省は、各都道府県に中小企業・小規模事業者等が抱える経営改善等の課題に対して、ワンストップで対応する組織を設置しました。支援内容の一例として、5S (整理・整頓・清掃・清潔・躰) など作

業環境の整備、ムリムラムダの削減など職場改善、作業プロセス改善、デジタル化、自動化、IoT化、AI活用などがあります。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260401001/20260401001.html>

公募情報

1. 今後の主な地球温暖化対策事業の公募予定について (2026. 3. 31環境省)

エネルギー対策特別会計を用いた主な地球温暖化対策事業（補助事業・委託事業）の公募予定が公開されました。いずれの事業についても、実際の公募の開始にあたっては、別途環境省ホームページ等に掲載されます。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03888.html

2. 2026年度プラスチック資源循環に関する先進的社会実装モデル形成支援事業の公募の開始について

(2026. 4. 14環境省)

ワンウェイプラスチックの排出抑制や環境配慮設計、使用済みプラスチックのリサイクルやバイオマプラスチックの導入拡大を図るため、事業者や地方公共団体等を対象にプラスチックの資源循環に関する先進的社会実装モデル形成支援事業の公募を行います。対象事業の例として環境配慮設計製品の拡大、再生材・バイオプラスチック用途拡大に向けたサプライチェーンの構築などがあります。環境省は、2026. 5. 18 まで公募を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03961.html

以 上